

令和8年度平川市 地域産業支援事業 補助金

平川市では、地域産業の振興と発展を図るため、
地域での新商品開発への挑戦を応援します！

01

対象事業

- ①新商品・新技術・新サービスの開発事業（**一定の新規性のある新製品等を開発する事業を指す**）
- ②観光客向け土産品（雑貨・工芸品に限る）の開発事業
- ③その他、地域産業の活性化に資するものと市長が認める事業

02

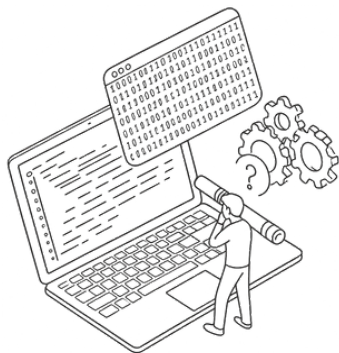
対象者

- ①市内に本社又は主たる事務所を置く中小企業者
- ②住民税等に滞納がないこと（個人事業主は世帯員全員含む）
- ③本年度中に当事業の認定を受けていない者
- ④当市が行う他の助成制度に基づく助成金等の交付を受けていない者

03

補助金額

- 補助対象経費の2分の1以内
法人 **200万円** 以内
その他 **50万円** 以内
※消費税及び宿泊税は含まない
- 対象経費
講師謝金、講師等旅費、備品購入費、原材料費、広告宣伝費、委託費、外注加工費、商談会経費（旅費・出展料・宿泊費）



詳細はこちらを
ご確認ください

平川市地域産業支援事業



問合せ先

平川市経済部 商工観光課 商工政策係
電話：0172-55-5732（直通）

申請の流れは裏面を
ご覧ください

申請手続きの流れ

STEP
01



提案書の提出

提出期限：**令和8年12月18日（金）**
事前審査を行い、審査委員会にて事業の認定を行います。事業実施期間は事業認定日から令和9年3月31日（水）までです。

STEP
02



補助金交付の申請

事業認定日から**30日以内**に申請してください。

STEP
03



実績報告書の提出

事業完了から30日経過した日または令和9年3月31日（水）のいずれか早い期日までに提出してください。実績報告を基に補助金の交付額が確定します。

STEP
04



補助金の請求

確定した補助金の請求を行ってください。

STEP
05



事業状況報告

事業が完了した年度の翌年度から起算して**5年間**、**事業状況報告書を毎年4月末までに提出**をしてください。